中国における知財情勢と知財情報の活用

AAMT/Japio特許翻訳研究会 シンポジウム

2009年11月27日 (配布用資料)

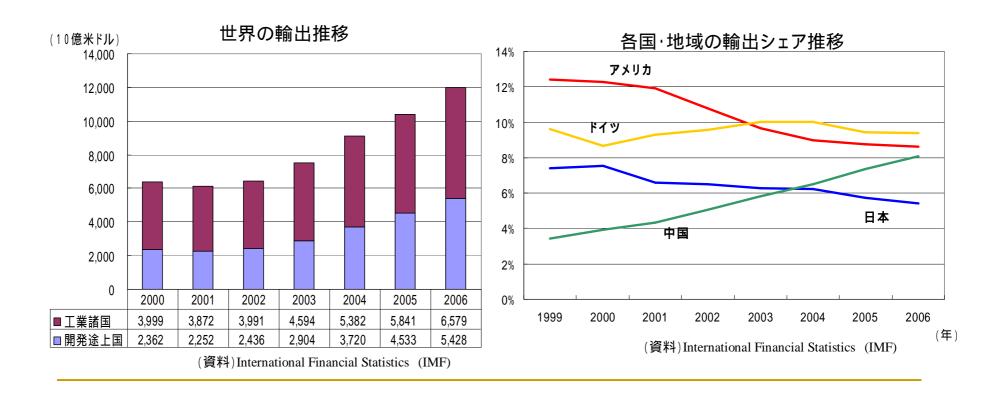
後谷陽一

現状

1.世界貿易における中国の位置づけ

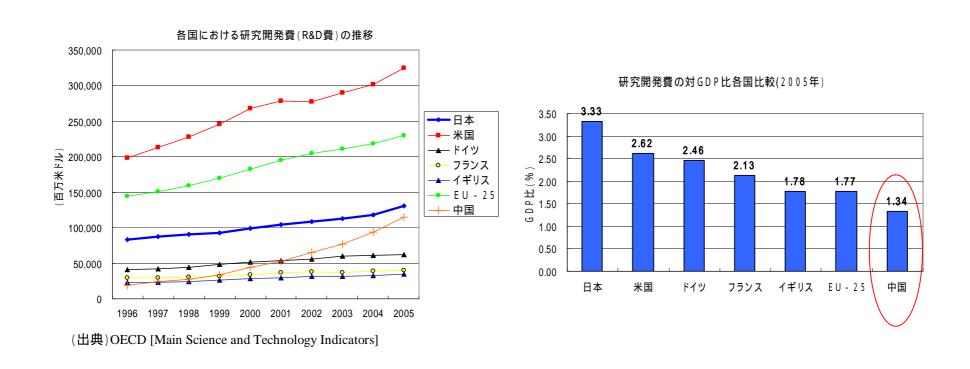
2006年の世界貿易額(輸出ベース)は、5年連続で拡大(前年比約15.8%増)

世界市場(各国の輸入金額合計)に占める日本の輸出シェアは、90年代以降緩やかに低下中国の占める輸出シェアが急速に拡大



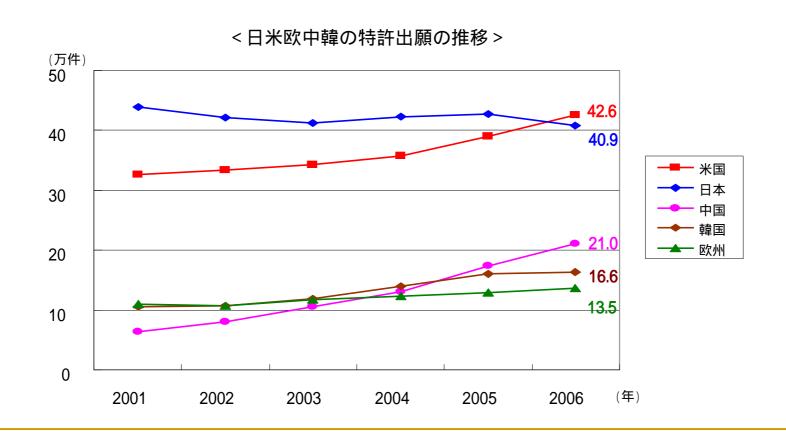
2. 中国の科学技術力

我が国の研究開発投資の水準は95年度以降一貫して増加、2005年度では1,307億ドル 中国の研究開発費は急激に増加



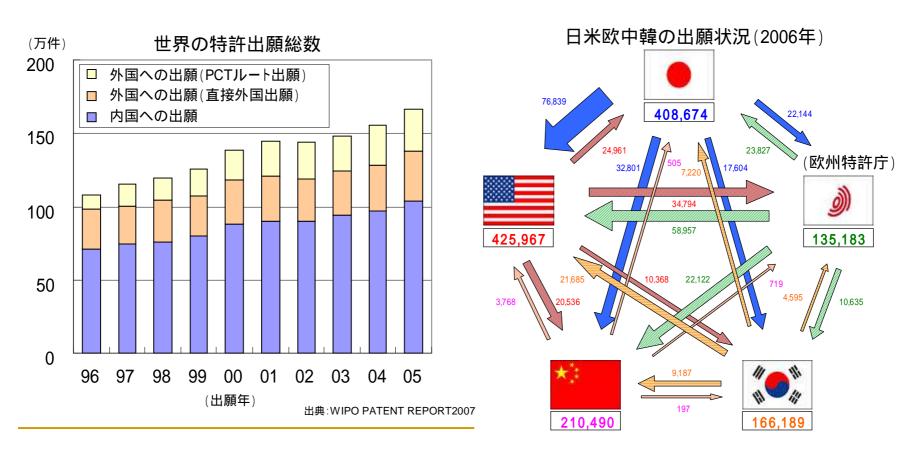
3.世界の特許出願

米中の特許出願の増加が顕著 日本への出願は減少

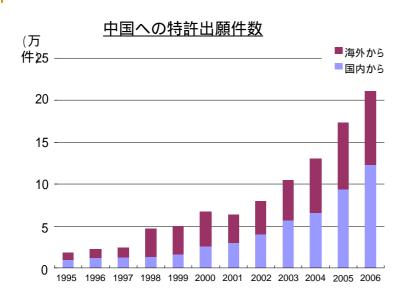


4. グローバル化する特許出願

日米欧中韓約135万件のうちの約40万件(約3割)が相互に重複して出願。(2006年) 全世界の特許出願件数約166万件のうち、外国へは約63万件(約38%) 全体の77%が日米欧中韓への出願(2005年)



5. 中国への出願件数





国別専利(特実意)出願件数

国名	2003	2004	2005	05/04	2006	2007	07/06
中国	251,238	278,943	383,157	37%	470,342	586,498	25%
日本	24,241	30,444	36,221	19%	37,848	38,188	1%
米国	12,221	16,187	20,395	26%	23,494	25,908	10%
韓国	5,015	6,660	9,300	40%	10,596	9,601	-9%
独国	4,522	5,917	7,502	27%	8,676	9,388	8%

外国からの出願横ばい

中小企業の出願少ない 取得の必要性

6.法改正等の状況

1984年11月 パリ条約加盟 2000年8月 専利法第2次改正 (1985年施行、1992年1次改正) 2001年10月 商標法第2次改正 (1983年施行、1993年1次改正) 2001年12月 WTO加盟発効 2004年 3月 知的財産権海関保護条例 2004年12月 知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的 な法律適用に関する若干問題の解釈 知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的 2007年 4月 な法律適用の若干の問題に関する解釈(2) 2009年10月 専利法第3次改正(2008年12月27日第11期全国人民代表大 会常務委員会第6次会議で採択) 商標法第3次改正(年内に国務院へ改正案提出予定) 2010年(?)

7. 国家知財戦略と専利法改正

中国国家知的財産権戦略 年内に策定予定

各国の戦略を収集解析(2006年2月訪日、北京シンポジウム)

前提:後追い国の優位性、外国企業の継続投資、国内の優秀な研究者、

外資の中国国内でのR&D·製造による知財権の取り込み、

自由技術の有効利用 等

国内企業の競争力に合わせた法改正

主な専利法第3次改正点(日系企業に影響の深いもの)

外国公用の採用[§22,23]、特許と実用の同時出願[§9]

中国への第一国出願の明確化[§20,71]

(委託や合作名目での発明所有権の親会社への移転による回避を防ぐ)

外国人への譲渡の際の「技術輸出入管理規定」関係手続きの明確化[§10]

遺伝資源の由来明記規定の追加[§26]

強制許諾規定の拡充[§50]

(公衆健康問題(流行病の発生蔓延(他国への協力も含む))

渉外指定の撤廃[§19]

8. 日系企業が抱える知財問題1

権利取得時の問題

単純に日本出願を中国語に翻訳しただけの出願が多く、中国の裁判や 行政救済の状況を理解した、中国で強い権利を取得するための戦略的 な出願がされていない

翻訳問題

・翻訳の質が悪い

中国語の難しさ(特定の専門用語に対応する漢字表記が一元化されていない、一つの漢字に多くの意味、時制が曖昧、形容詞に比較文がない、単語と定型文との関係が明確ではない)

・日本企業内に中国語の理解できる人が少な〈、翻訳を中国代理人に任 せ、十分なチェックを行っていない

多くの中国代理人は、日本企業からの指摘がないため、質の高い翻訳体制の構築はしない(技術内容を理解できない質の低い翻訳者を多数集めた、分業制による、質よりも量に重点をおいた翻訳)

9. 日系企業が抱える知財問題2

模倣品問題

技術力向上(あらゆる分野) 冒認等、悪意の権利化 巧妙化(ノーブランド、商号盗用)

技術流出、中国でのR&D

日本のみでの権利化、ノウハウの権利化 秘密漏洩問題(中国人雇用、OB)、営業秘密 中国人研究者の日本離れ(報償、報酬) ライセンス規制(技術輸出入管理条例)、地方対外経貿部門の運用 R&Dの内容

中国企業の台頭 政府による集中投資政策 国家を挙げた知財戦略

10.模倣品被害例

電気製品 (CDプレーヤー) 電気製品 (乾電池)



機械機器 (ベアリング)





自動車用部品 (エアフィルター)



背景

1. 日本側の意識

民間

法律に基く、徹底した知財の管理がされていない 契約や社内機密管理を性善説に基づいている 経営人に知財の意識がない 専門家の知見や他社の経験を学ばない 人と情報の甘い管理(OBの中国企業への就職、中国人従業員の転職) 情報収集していない(できない)

政府

抽象的な批判

中国企業や経済への影響を無視した主張

中国進出企業と国内企業の切分け不足

体力の小さな企業へのサポート不足

対策

1.企業の対応

中国における事前調査の実施研究開発時、出願時、販売時等

権利取得による予防 徹底した翻訳のチェックによる確実な権利取得、自動翻訳の利用 戦略的な権利化、権利侵害予防

権利行使による再犯抑止 粘り強い徹底した権利行使、再犯抑止

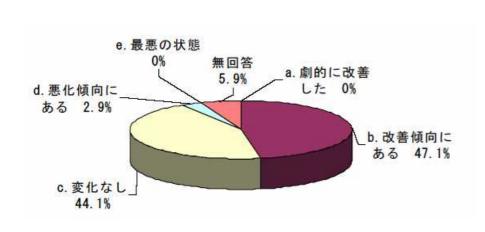
現地化(権限委譲)、駐在員による情報収集と代理人指揮、迅速対応 現地行政機関への迅速な対応 駐在員の情報収集(取締官、裁判官の個性、地域慣習の把握) 弁護士、弁理士の得意分野(技術、法律、地域、習慣)の把握

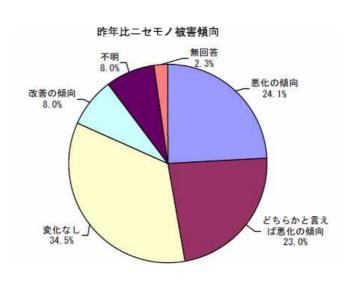
企業では限界があるものについては業界や官民一体

2. 現地対応

中国に知財部門を置いた企業を含むIPG会員企業では 47.1%の企業のニセモノ被害が「改善傾向」

中国進出日系企業全体で「改善傾向」は8.0%





(出所)2006年12月中国日本商会IPG会員企業アンケート

(出所)2006年3月中国日本商会第4回中国模倣品実態アンケート

3.中国知財保護の2つのルート

行政と司法の使い分け(双頭制)

	行政ルート	司法ルート	
期間	早い	長期	
費用	低	高額	
手続き	易	難	
証拠	簡易	厳格	
効果	侵害の停止、違法所得没収、 過料、賠償の調停	賠償命令と強制執行	

4.模倣品摘発

地方産権局による救済(専利(特許)法) 特許権侵害者への侵害停止命令 {製造行為の停止、設備・鋳型の廃棄、市場投入の禁止、製品の廃棄 等}

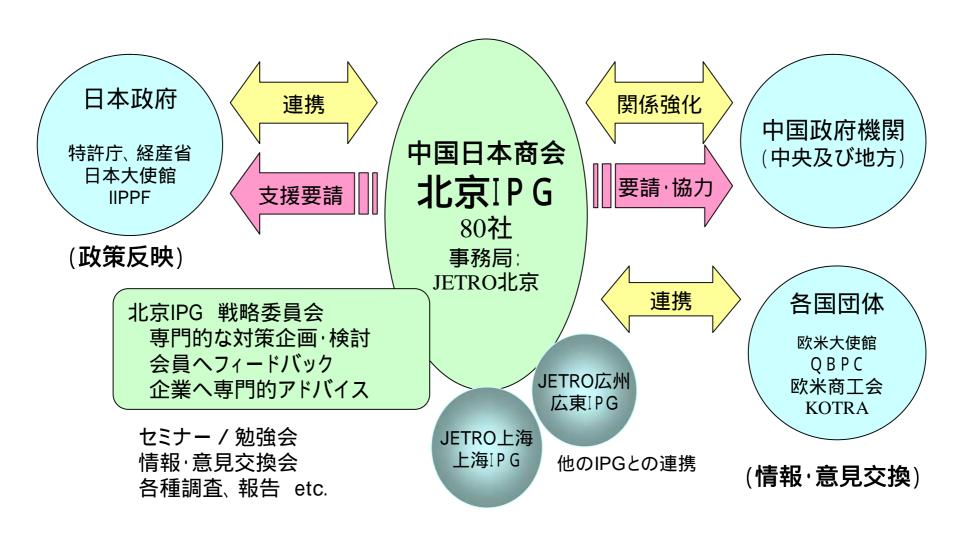
地方工商局による救済(商標法、反不正当(不競)法) 商標侵害、著名商品特有の名称、包装、装飾の救済 {物品差押え、侵害品廃棄、行政処罰、損害賠償(調停のみ) 等}

地方技術監督局による救済(製品品質法) 劣悪品に対する取締り {行為の停止、商品の廃棄、カタログの廃棄、金型の廃棄 等}

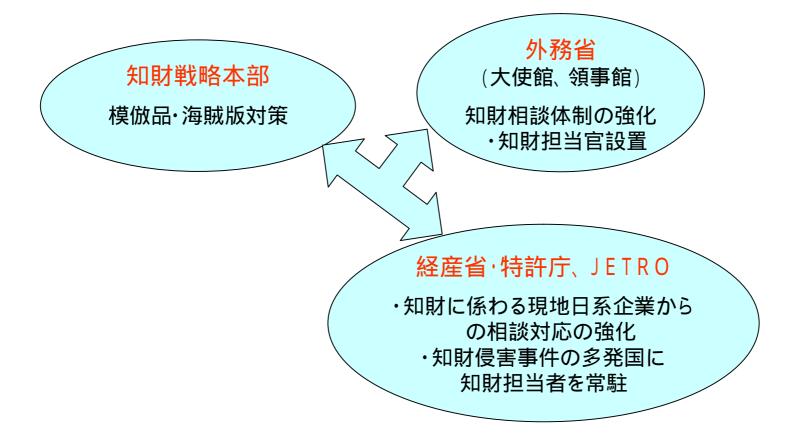
海関(税関)による水際での保護(税関保護条例) 特許権 (発明、実用、意匠)、商標権、著作権 (ソフトウェアを含む)を保護

展示会での保護(展示会における知的財産権保護弁法) 開催期間が3日以上の展覧会、交易会等に知財担当を配置 特許権(発明、実用、意匠)の侵害・冒用・虚偽表示、商標権、著作権を保護

5.企業、業界連携(IPG活動)



6. 日本政府による模倣品対策連携の強化



知財戦略事務局、外務省、経産省(北東アジア課、模倣品対策室、知財室)、JETROには、JPOから専門家を派遣。

ありがとうございました

